

令和7年度
業務説明書

業務名：南北線高架下等緑地管理業務

25(交)第 4403 号

業務名：南北線高架下等緑地管理業務

予定業務委託費(配当予算)： 円

1 業務概要

南北線高架下等の当局管理用地において清掃、草刈、樹木整姿、樹木伐採・抜根、樹木冬囲い、外柵補修、落書きケレン等の作業を行う。また、必要により他の当局管理用地内で上記作業を行う場合がある。

2 業務場所

札幌市豊平区平岸4条 10 丁目(高架立上がり・環状線部)～
札幌市南区真駒内緑町3丁目(真駒内駅部)間
札幌市厚別区厚別町山本 1063-31 など当局管理用地

3 業務委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までとする。

4 図面

9枚

5 仕様書

別添委託仕様書のとおり。

令和7年度
委託仕様書

業務名：南北線高架下等緑地管理業務

令和7年1月

1 業務内容（作業規模、内容等）

(1) 拾い集め清掃

- ・高架下用地等（図面参照）の拾い集め清掃を1か月に2回行う。
- ・その他、必要が生じた場合に業務担当職員より指示する。

(2) 春清掃（融雪後1回予定）

- ・道路横断部（下表参照：600m²）の滑り止めの砂の拾い・掃き清掃を行う。
- ・作業は業務着手後に速やかに行うこととするが、融雪状況に応じて業務担当職員と協議すること。

清 掃 箇 所	延 長	幅
①P210～P211 南平岸駅バス回転場	25m	片側 各 2m
②P222～P223 平岸2条15丁目2号線	25m	
③P229～P230 平岸4条16丁目通路	5m	
④P232～P233 平岸3条16・17丁目線	15m	
⑤P235～P236 平岸3条17丁目通路	10m	
⑥P258～P259 中の島澄川線	5m	
⑦P287～P288 澄川28号線通路	5m	
⑧P297～P298 南消防署澄川派出所通路	10m	
⑨P318～P319 澄川4条8丁目4号線	20m	
⑩P322～P323 交通資料館通路	10m	
⑪P325～P326 養護学校北1号線	10m	
⑫P325～P326 養護学校北1号線入庫部	10m	
計	150m	

(3) 樹木冬囲い

- ・シェルターからの落雪等による樹木保護を目的に10組程度行う。
- ・対象樹木は、業務担当職員より指示する。
- ・冬囲いの形状等は、「札幌市公園緑化業務仕様書」および「札幌市造園工事標準図」に準ずること。
- ・冬囲い撤去は、前年度の冬囲い実施箇所とする。

(4) 薬剤散布（殺虫剤・除草剤等）

- ・害虫の発生や雑草の繁茂の状況に応じて、殺虫剤や除草剤の散布を行う。
- ・必要が生じた場合に、業務担当職員より指示する。
- ・農薬の使用に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）の項目を遵守すること。

(5) 樹木伐採・抜根

- ・倒木及び倒木のおそれのある箇所、倒木した際に影響が大きいと思われる箇所を対象とする。
- ・伐採時には周辺樹木や施設等を損傷しないように注意すること。
- ・伐採は、原則として地際で処理すること。
- ・伐根はできる限り根を残さないようにし、伐根跡の穴は埋め戻して整地すること。
- ・対象樹木は、業務担当職員より指示する。

(6) パトロール業務

- ・高架下用地及びその周辺等の状況把握のため、原則として1か月に2回、徒歩により巡視する。(高架部延長約4.5km)
- ・巡視時には主に下記項目をチェックすること。
 - ① 倒木の恐れがある危険木や傾斜木、危険枝、掛かり木等の有無
 - ② 樹木等の越境の有無
 - ③ 不法占用物、不法投棄物の有無
 - ④ 施設損傷等の有無
 - ⑤ 害虫、ハチの巣等の有無
 - ⑥ 災害、事故等の有無
- ・災害等により臨時に巡回の必要が生じた場合、業務担当職員より指示する。
- ・巡回後、速やかに異常の有無を報告すること。

(7) 草刈り

- ・高架下用地及びその周辺等の草刈りを行う。
- ・施工時期は、業務担当職員より指示する。
- ・事前に現地状況を調査し、施工数量の見込みを報告すること。
- ・作業は機械刈りを基本とし、草丈5cm程度に伐採し、集積・処分を行う。
- ・樹木やフェンス等の施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。
- ・機械刈りを行う際は、作業区域内の安全を確保し、小石等の飛散防止対策を講じること。
- ・その他、当局管理用地内で草刈りの必要が生じた場合、業務担当職員より指示する。

(8) 樹木整姿

- ・シェルターに接触するおそれのある箇所や、枝等が用地外へ逸脱している箇所に対して行う。
- ・作業後、樹木の幹周を報告すること。
- ・必要が生じた場合、業務担当職員より指示する。

(9) 除草

- ・花壇等に雑草が密生している場合に行う。

- ・必要が生じた場合、業務担当職員より指示する。

(10) 外柵補修

- ・破損したネットフェンスについて、撤去・新設・補修等を行う。
- ・札幌市土木工事標準設計図、札幌市造園工事標準図に準ずること。
- ・必要が生じた場合、業務担当職員より指示する。

(11) 柵花壇花苗配布

- ・駅周辺等の美観向上のため、花植え（一年草）を行う。
- ・対象箇所は、業務担当職員より指示する。

(12) 落書き面塗装

- ・当局管理用地内の構造物において、落書きされたコンクリート面をケレンし、塗装する。
- ・必要が生じた場合に、業務担当職員からの指示により実施する。

(13) その他工種

- ・必要が生じた場合に、業務担当職員からの指示により実施する。

※記載の内容は当初の予定である。委託期間中に天候や沿道からの苦情、その他の状況に応じ変更する場合がある。

2 作業時間について

本業務の作業時間は、昼間を基本とする。

ただし、緊急時又は現場状況に応じて夜間作業が必要と判断する場合は、夜間での作業を指示する。

積算上、夜間作業に伴う労務単価の補正は、下記の式により求める。

作業時間：PM10：00～AM5：00

労務単価： $P \times 1.50$ P:基準日額

3 支給品について

本業務で使用する材料等の一部については、委託者から支給する設計としている。受託者は、作業に必要な材料等について事前に委託者と協議し、作業実施前に委託者より支給品を受け取ること。また、作業完了後、委託者に支給品の使用数量及び残数量がわかるよう一覧表及び写真により報告し、残りの資材を返却するものとする。なお、支給品の受け渡し場所・時間については業務担当職員と事前に協議するものとする。

4 交通誘導警備員について

- (1) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる現場においては、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

- (2) 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- (3) 交通誘導警備員としての資格等については作業前に業務担当職員へ確認し、資格確認資料については業務完了届に添付すること。
- (4) 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。
(http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html)

5 提出書類・成果品について

- (1) 着手後提出する書類
 - ・業務着手届（2部）
 - ・業務責任者指定通知書
 - ・業務責任者経歴書
 - ・業務工程表
 - ・作業組織表及び指示系統図
 - ・業務計画書
- (2) 毎月提出する書類
 - ・作業予定表
作業前に提出し、業務担当職員の確認を受けること。
作業予定に変更が生じる場合は事前に業務担当職員に連絡すること。
 - ・作業日報
作業翌月初めに提出すること。
 - ・作業状況写真
作業翌月初めに提出すること。各作業の前、中、後の写真を撮影し、作業内容と場所の表題を付けてまとめること。
 - ・支給品の使用報告
支給品の使用があった場合に、作業翌月初めに提出すること。
 - ・完了報告書
作業翌月初めに提出すること。
 - ・請求書
委託者が行う完了検査合格後に提出すること。

6 支払いについて

- (1) 支払いは1か月を単位とする（毎月末日締め）。
- (2) 受託者は作業翌月初めに完了報告書を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に支払い手続きを行う。

7 その他注意事項

- (1) 本業務は市街地（DID 地区）における用地内緑地管理業務であり、緊急事態や沿道住民からの苦情等に速やかに対応するため、業務担当職員と受託者の定めた責任者は、常に連絡を取れる体制を整えること。
- (2) 通行人や周辺施設等に危険が及ばないよう、安全管理に努めること。
- (3) 特定外来生物（植物）の生育を確認した場合は、業務担当職員に報告すること。駆除又は防除について業務担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 用地内への立ち入りのため必要となる鍵は、委託者から貸与する。貸与された鍵の管理は、受託者にて責任をもって行い、本業務の目的にのみに使用すること。用地内への入出場後は、必ず門扉の施錠を行うこと。
- (5) 交通局用地内において異常が発見された場合、速やかに業務担当職員へ連絡すること。

8 法令遵守（コンプライアンス）の徹底について

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルールの遵守を徹底すること。

9 廃棄物の処理について

(1) 一般廃棄物

当該業務で発生する剪定枝・刈り草等の一般廃棄物は下記の処理施設に搬入し処理すること。計量伝票の写しを完了報告書に添付して提出すること。なお、本業務に付帯して発生する伐採物等の処理は、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等限定）の収集運搬業許可が必要である。受け入れ条件については、施設と事前に協議すること。

施設名	所在地	連絡先
札幌市ごみ資源化工場	北区篠路福移 153	791-6770
発寒清掃工場	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	667-5311
駒岡清掃工場	南区真駒内 602 番地 30	582-9733
白石清掃工場	白石区東米里 2170 番地 1	876-1710
発寒破碎工場	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	667-5311
篠路破碎工場	北区篠路福移 153	791-2516
駒岡破碎工場	南区真駒内 602 番地 30	582-9733

(2) 剪定枝等の売り払い

道央地区未利用バイオマス供給協議会（以下、「買取者」という。）への剪定枝等売り払いについては、買取者が搬出するほか、買取者の指定場所へ持ち込むことも可とする。実施する場合は下記の手順により行うこと。

ア 事前に業務担当職員及び買取者と協議を行うこと。

イ 受託者は、売払い予定の剪定枝等について、木質バイオマス証明を作成し、買取者へ提出すること。

ウ 剪定枝等は、業務担当職員の指定する資材置き場等、または買取者の指定場所へ下記①と②に分けて搬入すること。

① タンコロ・枝・根株：長材以外の幹材または枝条や根株。土は極力取り除くこと。

② 長材：末口直径 6.0 cmから 50 cm未満で材長 2.4mの幹材。または、末口直径 50cm以上で材長 2.0mの幹材。

エ 買取者が搬出する場合の売払い 1 件あたりの最低量は、11t ダンプトラック 1 台程度を目安とする（①：4～5t 程度、②：20m³ 程度）。買取者の指定場所へ持ち込む場合の売払い 1 件あたりの最低量はない。

オ 受託者は、買取者より計量伝票を受取り、計量伝票の写しを業務担当職員へ提出すること。

カ その他詳細については業務担当職員と協議すること。

(3) 建設副産物

施設管理に際し、工作物の新築、改築、除却に伴い、建設副産物が発生する場合には、札幌市土木工事共通仕様書に規定する事項に従うこと。

産業廃棄物の処理を委託する際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処分されたことを確認し、最終処理完了後に業務担当職員に E 票の写しと計量伝票の写しを提出すること。

処理方法等については、業務担当職員と事前協議のうえ決定すること。

1 0 損害の補償

受託者の故意または重大な過失により生じた、地下鉄施設等の損害については、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって処理・解決にあたること。また、施設等の損害については現状復旧を最優先とし、営業上の損害については別途協議するものとする。

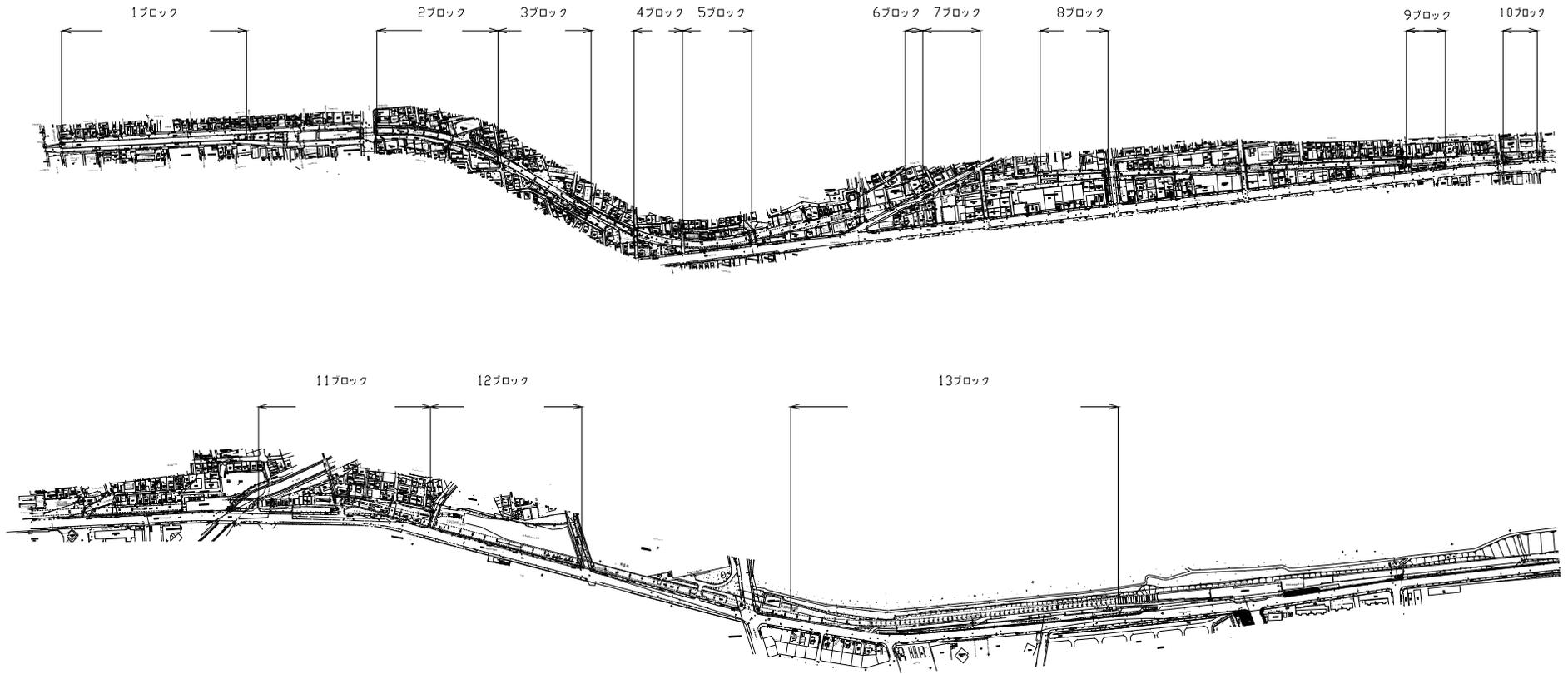
1 1 再委託の禁止について

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は、すみやかに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者からの再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

1 2 その他

仕様書に記載のない事項、不明な点については、業務担当職員と協議すること。

全体図

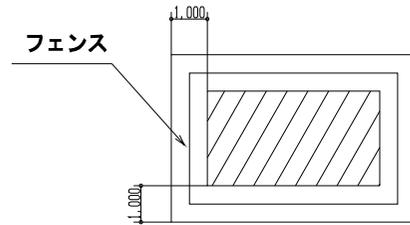


1ブロック

1ブロック

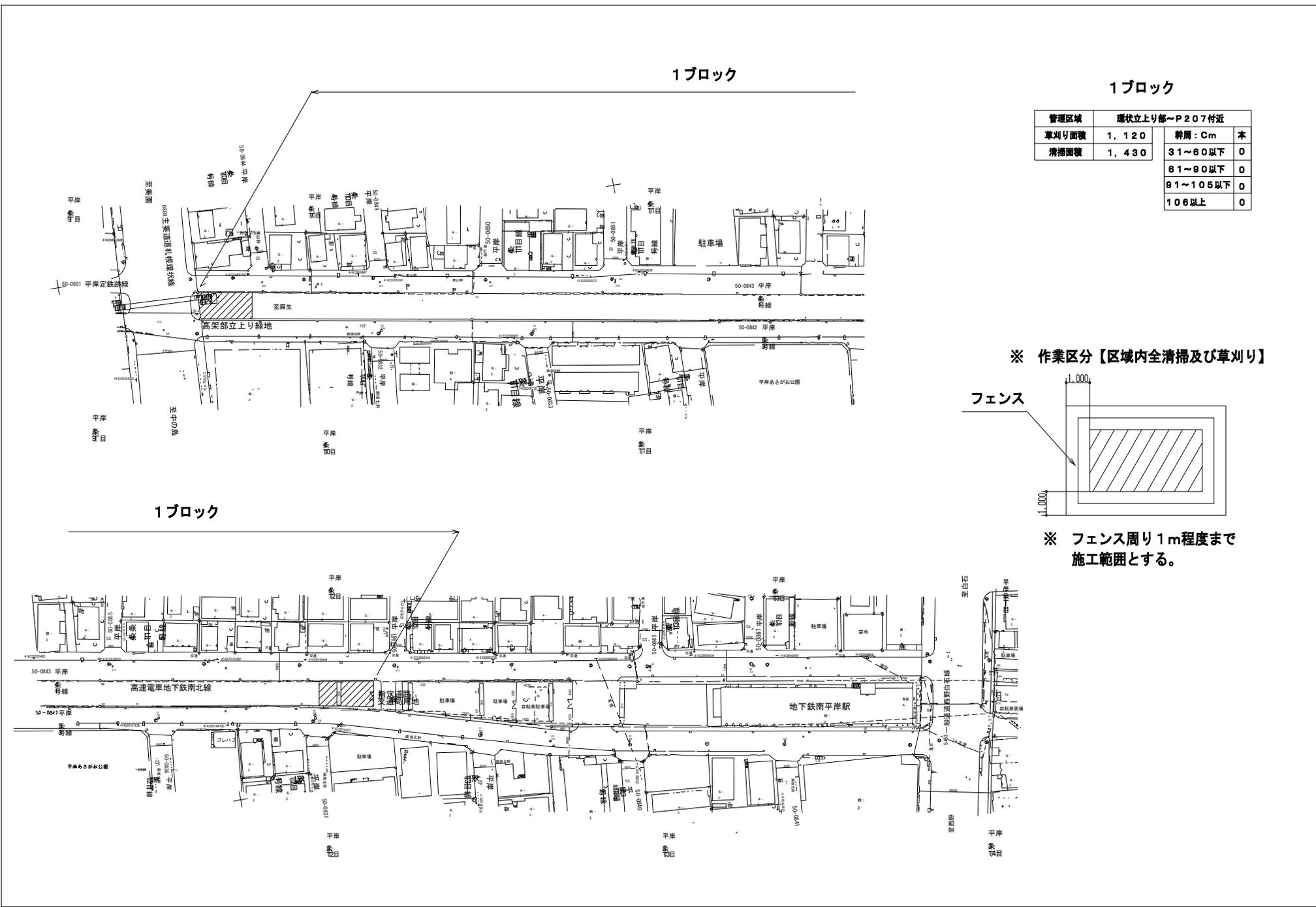
管理区域	環状立上り部~P207付近		
草刈り面積	1,120	幹周: Cm	本
清掃面積	1,430	31~60以下	0
		61~90以下	0
		91~105以下	0
		106以上	0

※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】



※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

1ブロック

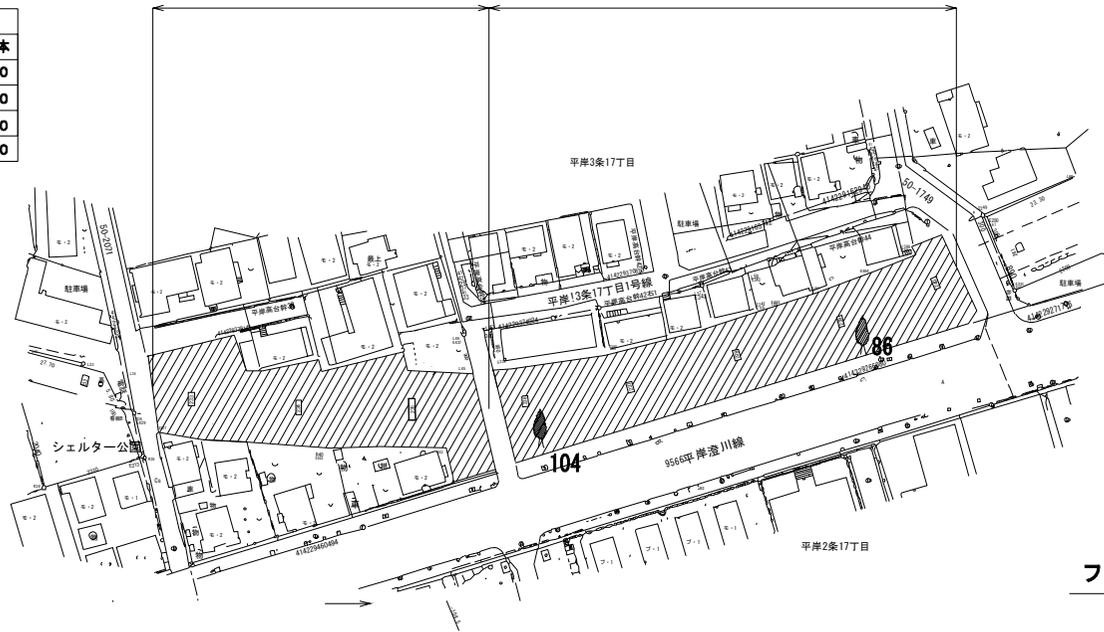


4ブロック

管理区域	P233付近～P235付近		
草刈り面積	630	幹周：Cm	本
清掃面積	1,430	31～60以下	0
		61～90以下	0
		91～105以下	0
		106以上	0

4ブロック

(5ブロック)



5ブロック

管理区域	P236付近～P240付近		
草刈り面積	1,130	幹周：Cm	本
清掃面積	2,240	31～60以下	0
		61～90以下	1
		91～105以下	0
		106以上	1

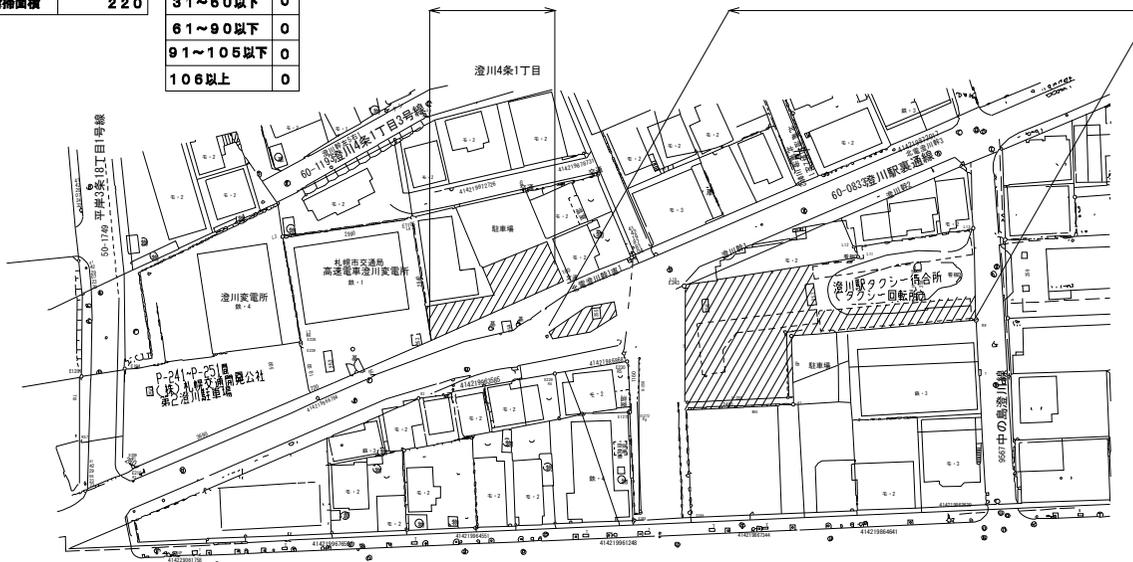
※ 図上の数値は、幹周を示す。(令和4年現在)

6ブロック

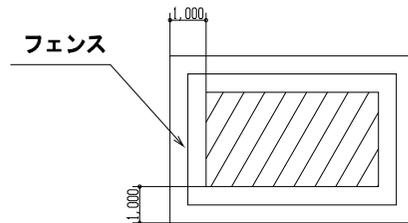
管理区域	澄川実電所隣接地		
草刈り面積	90	幹周：Cm	本
清掃面積	220	31～60以下	0
		61～90以下	0
		91～105以下	0
		106以上	0

6ブロック

7ブロック



※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】

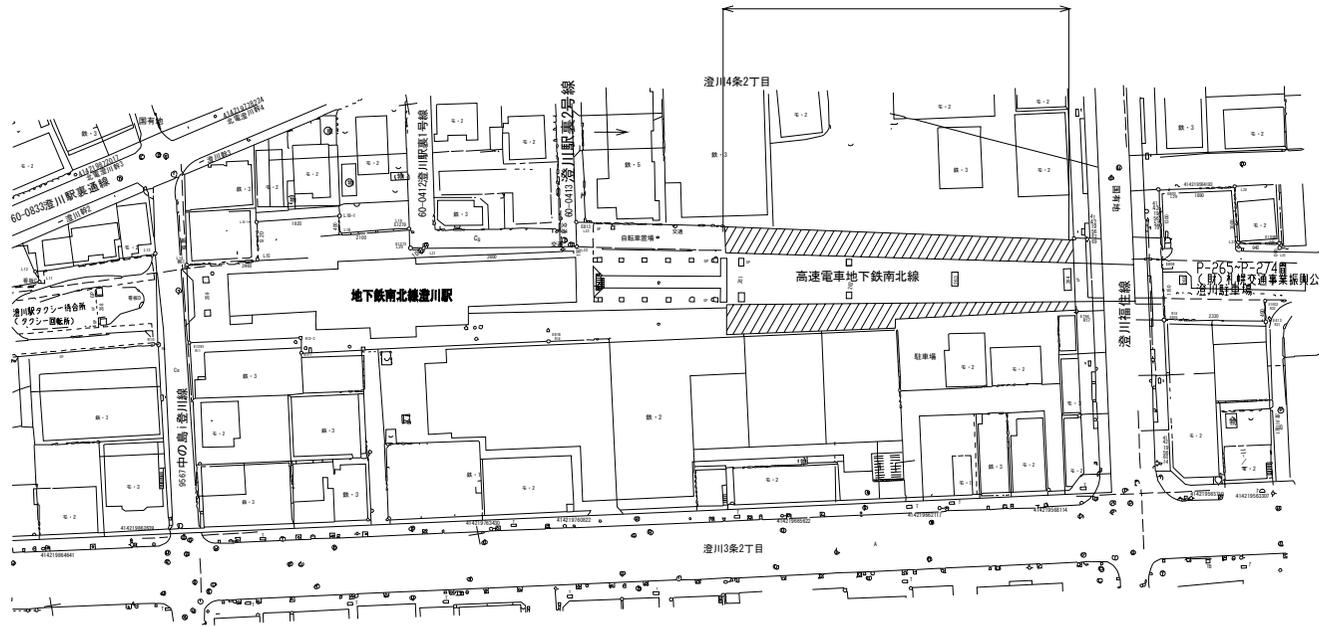


※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

7ブロック

管理区域	P255付近～P258付近		
草刈り面積	40	幹周：Cm	本
清掃面積	1,490	31～60以下	0
		61～90以下	0
		91～105以下	0
		106以上	0

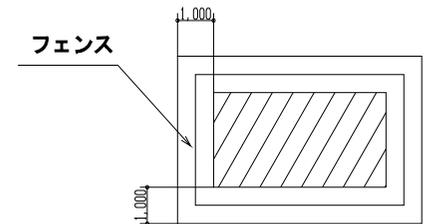
(8ブロック)



8ブロック

管理区域	P261付近～P264付近		
草刈り面積	1,260	幹周: Cm	本
清掃面積	2,570	31～60以下	0
		61～90以下	0
		91～105以下	0
		106以上	0

※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】

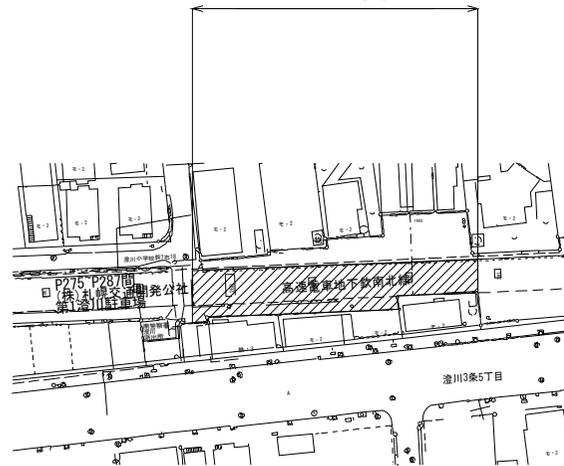


※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

9ブロック

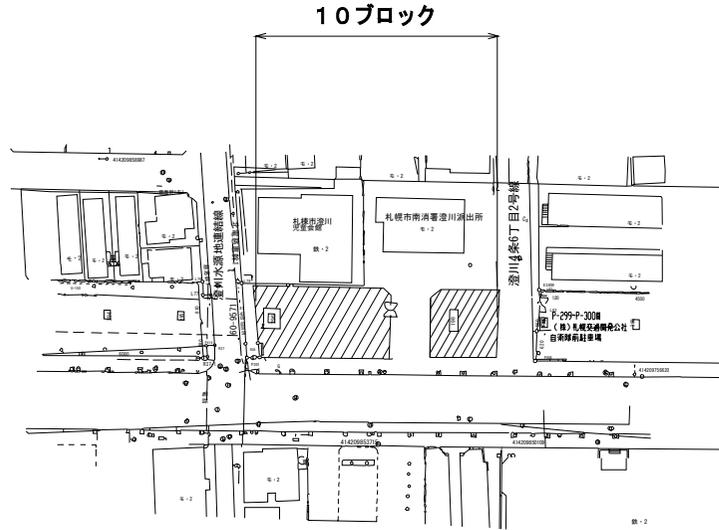
管理区域	P296付近～P298付近		
草刈り面積	160	幹周: Cm	本
清掃面積	700	31～60以下	0
		61～90以下	0
		91～105以下	0
		106以上	0

9ブロック

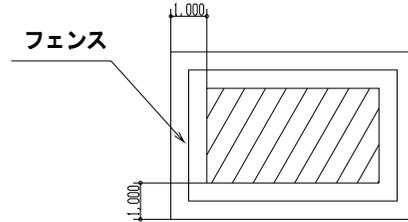


10ブロック

管理区域	P296付近~P298付近		
草刈り面積	370	幹周：Cm	本
清掃面積	780	31~60以下	0
		61~90以下	0
		91~105以下	0
		106以上	0

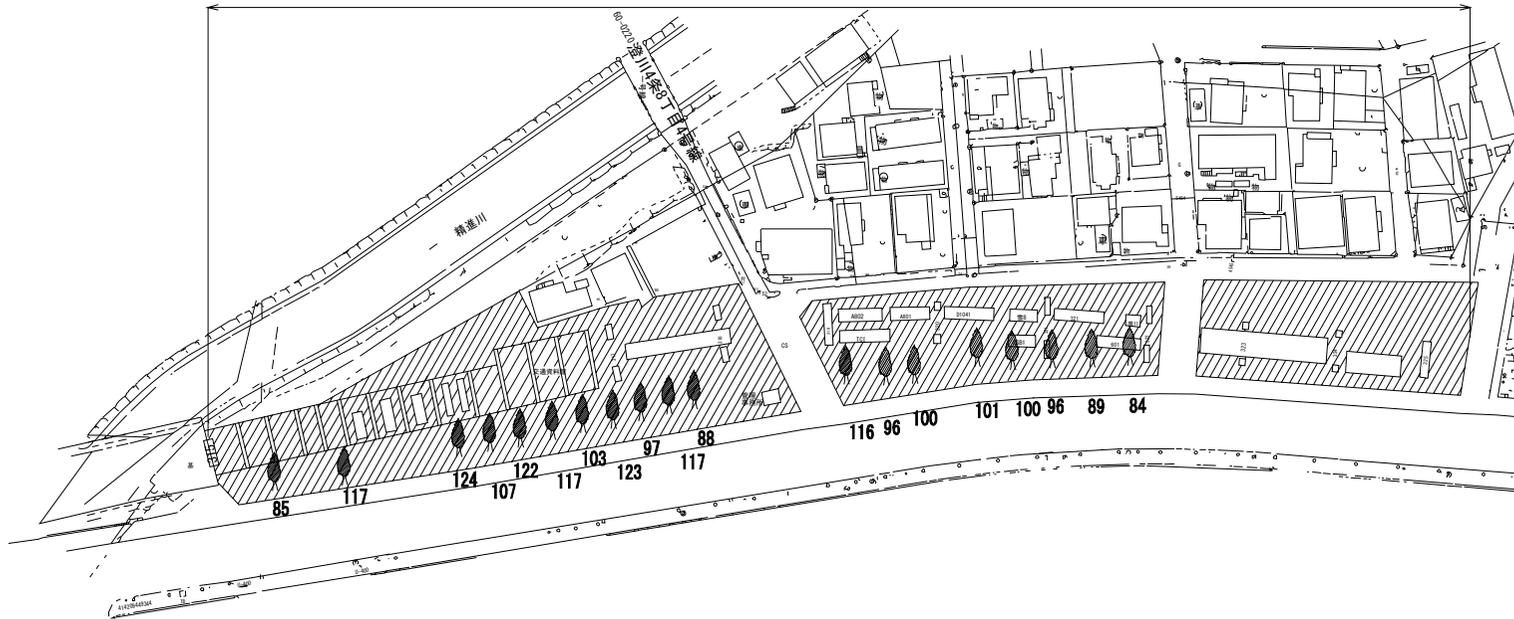


※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】



※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

11ブロック



11ブロック

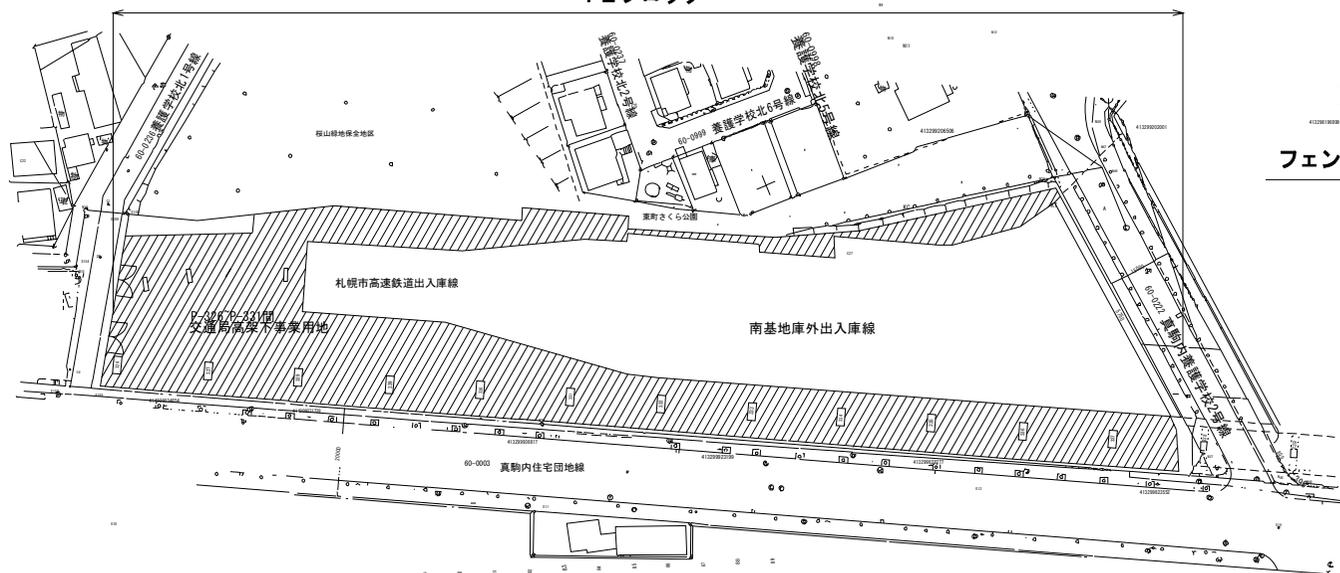
管理区域	交通資料館内		
草刈り面積	2,500	幹周：Cm	本
清掃面積	5,730	61~90以下	1
		91~105以下	9
		106~120以下	4
		120以上	5

※ 図上の数値は、幹周を示す。(令和4年現在)

12ブロック

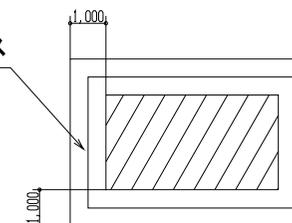
管理区域	P326付近～P338付近	
草刈り面積	2,240	幹周：Cm 本
清掃面積	3,520	31～60以下 0
		61～90以下 0
		91～105以下 0
		106以上 0

12ブロック



※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】

フェンス

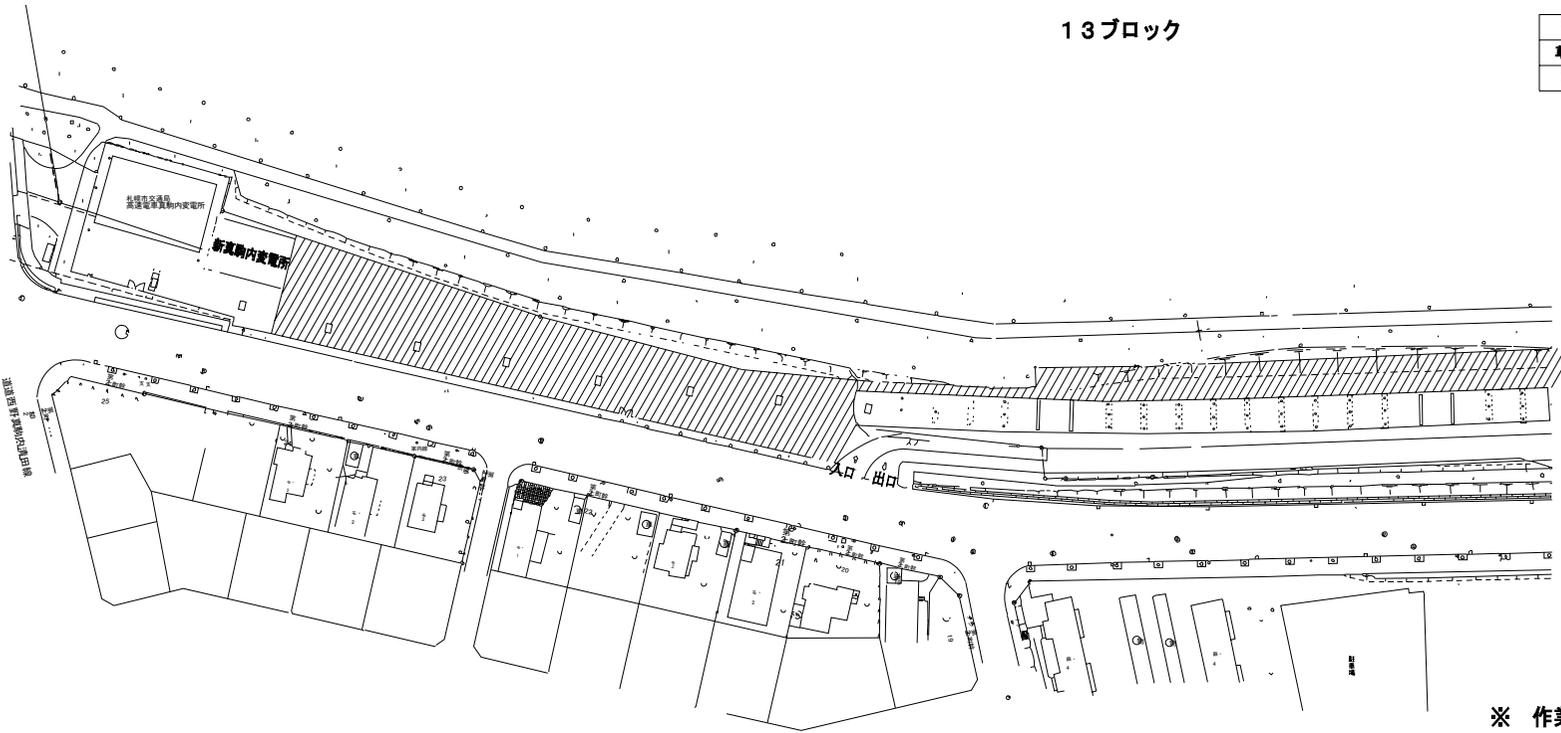


※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

13ブロック

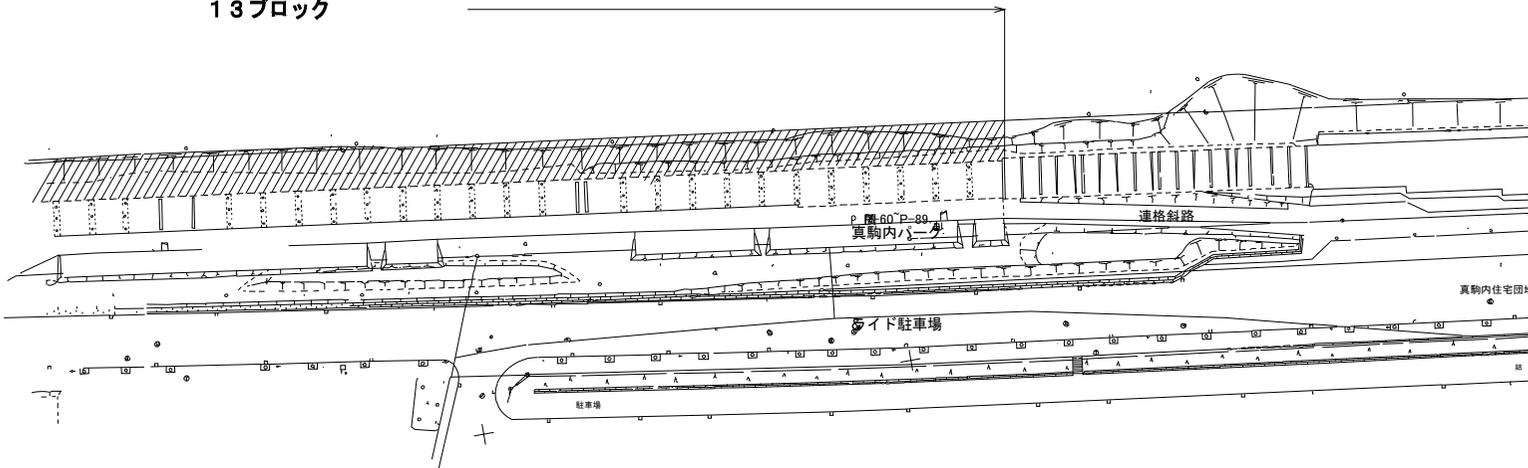
13ブロック

管理区域	P31付近~真駒内北付近		
草刈り面積	0	幹周：Cm	本
清掃面積	7,420	31~60以下	0
		61~90以下	0
		91~105以下	0
		106以上	0

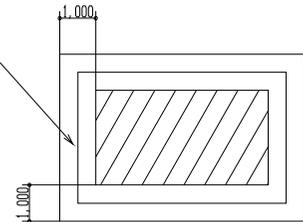


※ 作業区分【区域内全清掃及び草刈り】

13ブロック



フェンス

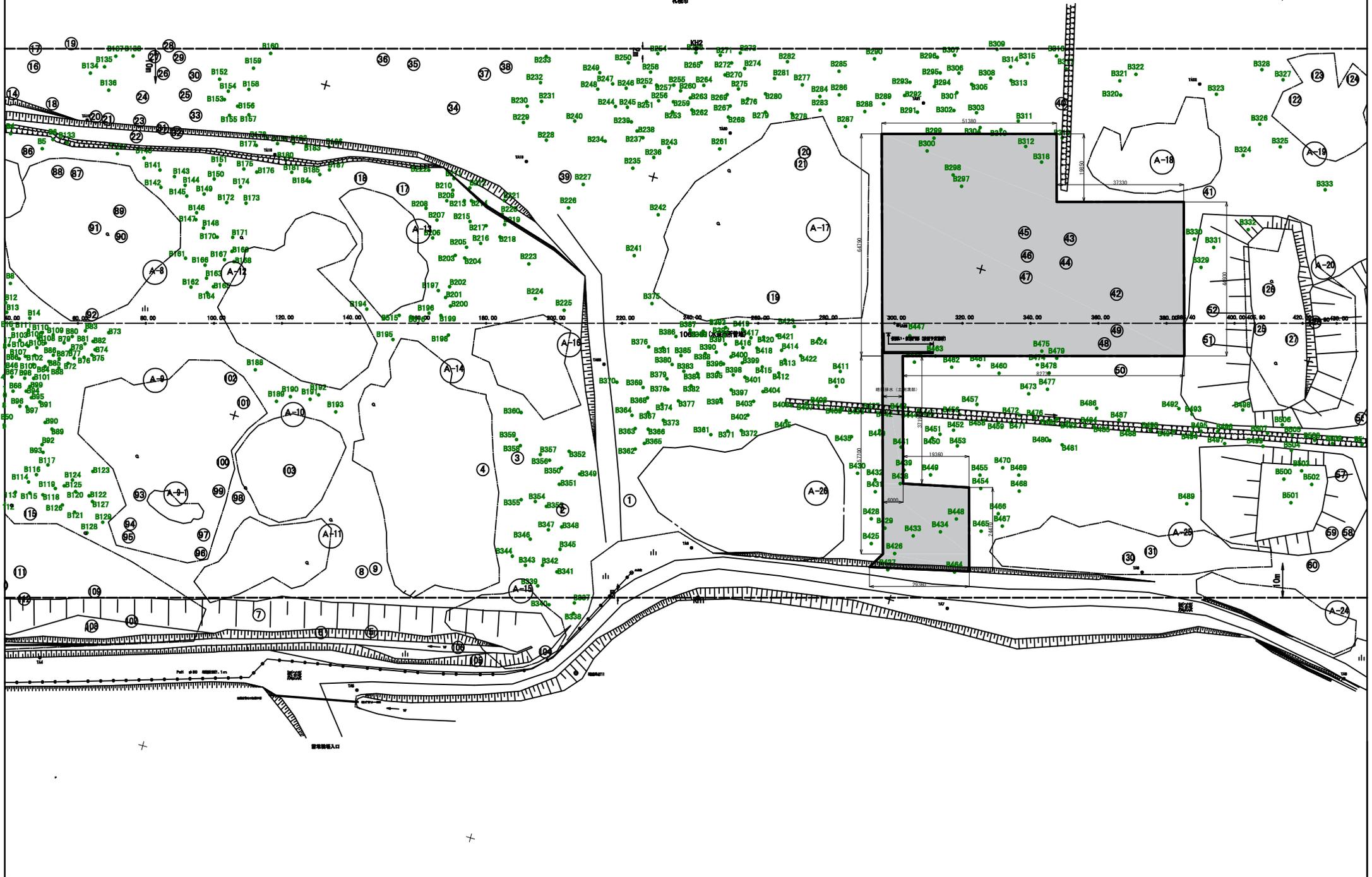


※ フェンス周り1m程度まで
施工範囲とする。

【参考图】厚別区厚別町山本1063-31 平面图

厚別区
厚別町山本

1063-31
地籍图



No. _____

審査日 _____ 月 _____ 日

審査員

検算

令和7年度
積算書

業務名：南北線高架下等緑地管理業務

令和7年1月

札幌市交通局 高速電車部 施設課

南北線高架下等緑地管理業務の業務価格入札について

- 1 入札は、諸経費を含んだ金額で行う。
- 2 入札工種価格(契約単価)は、消費税相当額を含めず計上すること。
- 3 入札は、工種別策定係数表の No.17 清掃 B のみを対象に行う。各工種の契約単価は、No.17 清掃 B 契約単価の策定係数を 1.00 とした各策定係数に基づいて契約することとする(1円未満の端数は切り捨てとする)。よって全工種に対する入札は行わない。
- 4 緑地管理業務で用いる「諸経费率」は、53.60%とする。
- 5 工種別策定係数表の No.3、NO,4、No.5 の剪定枝売却は諸経費の対象外とする。

単 価 内 訳

単価には地方税及び地方消費税を含まない

No.	名 称	内容・規格	単 位	設計単価	策定係数
					(単価/清掃B単価)
1	投棄料金	破碎・焼却、木屑	1 t	円	4.43
2	投棄料金	剪定枝等	1 t	円	2.76
3	剪定枝売却	枝条・タンコロ	1 t	円	-0.03
4	剪定枝売却	長材	1 m3	円	-0.31
5	剪定枝売却	根株	1 t	円	-0.03
6	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 無筋、長、厚50cm未満 循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 札幌リサイクル骨材㈱	1 t	円	0.21
7	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 無筋、長又は厚50cm以上は小割料別途、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 小橋北豊㈱	1 t	円	0.21
8	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 無筋、50cm四方以下、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 札幌環境資材センター(新日建設㈱)	1 t	円	0.21
9	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 無筋、全辺60cm未満、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 藤松原産業	1 t	円	0.24
10	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 無筋、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 野田工業㈱	1 t	円	0.50
11	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 有筋、長、厚50cm未満 循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 札幌リサイクル骨材㈱	1 t	円	0.26
12	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 有筋、長又は厚50cm以上は小割料別途、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 小橋北豊㈱	1 t	円	0.26
13	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 有筋、50cm四方以下、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 札幌環境資材センター(新日建設㈱)	1 t	円	0.29
14	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 有筋、全辺60cm未満、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 藤松原産業	1 t	円	0.29
15	産業廃棄物処理費	コンクリート塊 再生 昼間 有筋、循環資源利用税相当額含む。 ※循環税は全ての間接費対象外 野田工業㈱	1 t	円	0.58
16	清掃A	拾い集め型、週1回程度の清掃 片付け含む	1,000 m2	円	0.24
17	清掃B	春1回の清掃(拾い+掃き) 片付け含む	1,000 m2	円	1.00
18	清掃C	秋の落葉拾い清掃(拾い+掃き) 片付け含む	1,000 m2	円	0.75
19	清掃D	放置物件(家電・自転車・タイヤなど)の指定場所への集積 10km以内	1 回	円	1.15
20	樹木冬囲い設置C	低木(H1.2m、W0.8m) 晒竹(購入品)	10 組	円	2.62
21	樹木冬囲い設置D	低木(H0.6m、W0.3m) 縄1回巻き(購入品)	10 組	円	0.31
22	樹木冬囲い設置E	低木(H0.9m、W0.5m) 縄2回巻き(購入品)	10 組	円	0.51
23	樹木冬囲い設置F	低木(H1.2m、W0.8m) 縄3回巻き(購入品)	10 組	円	0.76
24	樹木冬囲い撤去C	低木(H1.2m、W0.8m) 晒竹	10 組	円	0.23
25	樹木冬囲い撤去D	低木(H0.6m、W0.3m) 縄1回巻き	10 組	円	0.08
26	樹木冬囲い撤去E	低木(H0.9m、W0.5m) 縄2回巻き	10 組	円	0.12
27	樹木冬囲い撤去F	低木(H1.2m、W0.8m) 縄3回巻き	10 組	円	0.17
28	薬剤散布(殺虫剤)	殺虫剤(購入品)	10 L	円	0.42
29	薬剤散布(支給品)	除草剤等(支給品)	10 L	円	0.41
30	伐採A	C15cm以上20cm未満	1 本	円	0.28
31	伐採B	C20cm以上30cm未満	1 本	円	0.38

32	伐採C	C30cm以上40cm未満	1 本	円	0.69
33	伐採D	C40cm以上60cm未満	1 本	円	1.18
34	伐採E	C60cm以上80cm未満	1 本	円	1.89
35	伐採F	C80cm以上100cm未満	1 本	円	3.01
36	伐採G	C100cm以上120cm未満	1 本	円	4.43
37	伐採H	C120cm以上150cm未満	1 本	円	6.19
38	伐採I	C150cm以上	1 本	円	7.97
39	抜根A	C30cm未満	1 本	円	0.60
40	抜根B	C30cm以上60cm未満	1 本	円	1.90
41	抜根C	C60cm以上90cm未満	1 本	円	4.56
42	抜根D	C90cm以上120cm未満	1 本	円	8.81
43	抜根E	C120cm以上150cm未満	1 本	円	13.35
44	抜根F	C150cm以上	1 本	円	21.81
45	パトロール業務	昼、徒歩	1 km	円	0.19
46	パトロール業務(夜間)	夜、徒歩	1 km	円	0.29
47	草刈りA	草丈50cm以上、刈払機片付け含む	100 m2	円	1.13
48	草刈りB	草丈30~50cm、刈払機、ロータリーモア併用 片付け含む	100 m2	円	0.97
49	草刈りC	草丈50cm以下、刈払機片付け含まず	100 m2	円	0.50
50	草刈りD	急斜面、刈払機片付け含む	100 m2	円	1.52
51	草刈りE	草丈10cm前後、ロータリーモア片付け含む	100 m2	円	0.86
52	草刈りF	草丈6cm前後、ロータリーモア片付け含む	100 m2	円	0.79
53	草刈りG	手刈り片付け含む	100 m2	円	3.39
54	公園樹木剪定A	30cm<C≤60cm 片付け含む	1 本	円	0.77
55	公園樹木剪定B	60cm<C≤90cm 片付け含む	1 本	円	1.50
56	公園樹木剪定C	90cm<C≤105cm 片付け含む	1 本	円	2.08
57	公園樹木剪定D	105cm<C≤120cm 片付け含む	1 本	円	2.88
58	公園樹木剪定E	120cm<C≤150cm 片付け含む	1 本	円	3.72
59	公園樹木剪定F	8.0m<H≤12.0m 高所作業車使用 片付け含む	1 本	円	5.68
60	公園樹木剪定G	12.0m<H≤18.5m 高所作業車使用 片付け含む	1 本	円	8.61
61	公園樹木剪定H	18.5m<H≤23.0m 高所作業車使用 片付け含む	1 本	円	10.34
62	除草	花壇草取(密生) 片付け含む	100 m2	円	6.09
63	外柵設置A	ネットフェンス H180W150 控無亜鉛メッキ塗装(購入品)	1 m	円	3.93
64	外柵設置B	ネットフェンス H180W150 控有亜鉛メッキ塗装(購入品)	1 m	円	4.15
65	外柵基礎設置A	PCブロック 300×300×400 購入品 基礎 砕石C-40含む 床掘及び埋戻し含む	1 箇所	円	1.51
66	外柵基礎設置B	PCブロック 400×600×550 購入品 基礎 砕石C-40含む 床掘及び埋戻し含む	1 箇所	円	2.68
67	外柵撤去	ネットフェンス H180W150 運搬別途	1 m	円	0.36
68	外柵基礎撤去	コンクリートブロック 300×300×400 運搬別途	1 箇所	円	0.32
69	外柵補修	ネットフェンス金網張替 (H180、W150) 金網購入品	1 m	円	1.47
70	植樹樹花植	花苗支給	100 株	円	1.56
71	樹花壇花苗配布	1年草	1 株	円	0.04
72	落書き面塗装	コンクリート面の落書きをケレン・塗装、塗料支給	1 m2	円	0.46
73	普通作業員		1 人	円	4.84
74	普通作業員(夜間)		1 人	円	7.26

75	造園工		1 人	円	5.49
76	造園工(夜間)		1 人	円	8.24
77	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	1 人	円	4.09
78	交通誘導警備員(夜間)	交通誘導警備員A	1 人	円	6.13
79	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	1	円	3.39
80	交通誘導警備員(夜間)	交通誘導警備員B	1	円	5.08
81	チェーンソー運転費		1	円	6.26
82	チェーンソー運転費(夜間)		1 日	円	9.20
83	高所作業車運転費	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高12m	1	円	10.58
84	高所作業車運転費(夜間)	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高12m	1	円	13.59
85	高所作業車運転費	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高18~18.5m	1	円	14.38
86	高所作業車運転費(夜間)	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高18~18.5m	1	円	17.40
87	高所作業車運転費	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高22~23m	1 日	円	16.11
88	高所作業車運転費(夜間)	トラック架装リフト・ブーム型 作業床高22~23m	1 日	円	19.12
89	小型バックホウ運転費	山積0.13m3	1	円	8.23
90	小型バックホウ運転費(夜間)	山積0.13m3	1	円	11.25
91	建設機械運搬費	トレーラー(20tクラス) 10km まで	1	円	6.23
92	建設機械運搬費(夜間)	トレーラー(20tクラス) 10km まで 深夜早朝割増	1 台	円	7.48
93	現場発生品・支給品運搬	クレーン装置付き2t級、吊能力 2.9t DID有 11.5km以下	1 t	円	1.36
94	現場発生品・支給品運搬(夜間)	クレーン装置付き2t級、吊能力 2.9t DID有 11.5km以下	1 t	円	1.91
95	現場発生品・支給品運搬	クレーン装置付き4~4.5t級、吊 能力2.9t DID有 11.5km以下	1 t	円	1.46
96	現場発生品・支給品運搬(夜間)	クレーン装置付き4~4.5t級、吊 能力2.9t DID有 11.5km以下	1 t	円	2.00

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	令和7年度 南北線高架下等緑地管理業務	当 初	事業区分	道路維持・修繕			
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	緑地単価	概要
緑地単価				式	1			
緑地単価				式	1			
緑地単価				式	1			
投棄料金		破碎・焼却 木くず		t	1			単-1号
投棄料金		剪定枝等		t	1			単-2号
剪定枝売却		剪定枝 売却 枝条・タンコロ		t	1			単-3号
剪定枝売却		剪定枝 売却 長材		t	1			単-4号
剪定枝売却		剪定枝 売却 根株		t	1			単-5号
建設副産物処理費		コンクリート殻		式	1			内-1号
清掃A		拾い集め型、週1回程度の清掃		m2	1,000			単-6号
清掃B		春1回目の清掃 拾い清掃0.04人、掃き清掃0.12人		m2	1,000			単-7号
清掃C		落葉＋通常 拾い清掃0.04人、掃き清掃0.08人		m2	1,000			単-8号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 1
歩掛適用年月	2025. 1
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
清掃B	春1回目の清掃 拾い清掃0.04人、掃き清掃0.12人	単位	m2	数量 1,000
軽作業員		人	0.16	
雑材料 10%		式	1	
トラック運搬(2t車)	北海道運輸局 距離制運賃 小型車(2tクラス) 10kmまで	台	0.08	
計				
単価				円/m2